

ITER マイクロフィッションチェンバー真空容器内機器  
のプラズマ崩壊時における電磁力解析

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

ITERプロジェクト部 計測開発グループ

## 目 次

|   |          |
|---|----------|
| <b>1. 一般仕様</b> .....                      | <b>1</b> |
| 1.1 件名 .....                              | 1        |
| 1.2 目的及び概要.....                           | 1        |
| 1.3 作業範囲 .....                            | 1        |
| 1.4 作業実施場所.....                           | 1        |
| 1.5 納期 .....                              | 1        |
| 1.6 検査条件 .....                            | 1        |
| 1.7 納入物.....                              | 1        |
| 1.8 提出書類 .....                            | 1        |
| 1.9 支給品及び貸与品 .....                        | 2        |
| 1.9.1 支給品 .....                           | 2        |
| 1.9.2 貸与品 .....                           | 2        |
| 1.10 品質保証 .....                           | 2        |
| 1.11 適用法規.....                            | 2        |
| 1.12 情報セキュリティの確保.....                     | 3        |
| 1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い.....                | 3        |
| 1.14 グリーン購入法の推進 .....                     | 3        |
| 1.15 協議 .....                             | 3        |
| <b>2. 技術仕様</b> .....                      | <b>4</b> |
| 2.1 QST が貸与する解析モデルの確認 .....               | 4        |
| 2.2 MFC 真空容器内機器の電磁力解析 .....               | 4        |
| 2.3 作業報告書の内容 .....                        | 4        |
| 別紙 1 本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項..... | 6        |
| 別添 2 知的財産権特約条項.....                       | 7        |

## 1. 一般仕様

### 1.1 件名

ITER マイクロフィッションチェンバー真空容器内機器のプラズマ崩壊時における電磁力解析

### 1.2 目的及び概要

ITER 計画において、日本はマイクロフィッションチェンバー計測システム（以下「MFC」という。）の調達を担当しており、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、ITER 計画の日本国内機関として、MFC の調達活動を行っている。MFC は ITER の中性子発生量を計測し核融合出力を評価する重要な計測システムである。

本件では、MFC の真空容器内機器に対して、プラズマ崩壊時の電磁力解析を行う。

### 1.3 作業範囲

受注者は、「2. 技術仕様」に示す範囲の作業を実施するものとする。

### 1.4 作業実施場所

受注者事業所内等

### 1.5 納期

令和 8 年 3 月 9 日

### 1.6 検査条件

1.8 項に示す提出書類の記載内容が仕様を満足し、1.7 項に示す納入物が納入したことを QST が確認した時をもって検査合格とする。

### 1.7 納入物

- (1) 1.8 項に示す提出書類 : 1 式
- (2) 以下の電子ファイルを QST の指定するオンラインストレージサーバ経由で提出すること。
  - ① 作業報告書の電子ファイル (Microsoft 社の Word 形式) : 1 式
  - ② ローレンツ力・モーメント出力ファイル (Microsoft 社の Excel 形式) : 1 式
  - ③ ANSYS データベース (ANSYS 社の AEDT 形式) : 1 式

### 1.8 提出書類

受注者は、下表に示す提出書類を提出すること。

提出書類は、紙媒体の他、電子ファイルでも提出すること。電子ファイルの形式は Microsoft office 及び PDF とする。提出方法は、受注者又は QST のファイル共有システムを使用して行うものとする。

|   | 提出書類名                   | 提出期限                                    | 部数  | 確認 |
|---|-------------------------|---|-----|----|
| 1 | 打合せ議事録<br>*打合せ資料も提出すること | 打合せ後 1 週間以内                             | 1 部 | 不要 |
| 2 | 作業報告書                   | 納期の 1 週間前                               | 1 部 | 要  |
| 3 | 再委託承諾願<br>(QST 指定様式)    | 作業開始 2 週間前までに<br>※下請負等がある場合に提出<br>すること。 | 1 部 | 要  |

(提出場所)

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER研究開発棟 計測開発グループ

(確認方法)

「確認」は次の方法で行う。

QST は、確認のために提出された書類を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは受理したものとする。

ただし、再委託承諾願については、QST が確認した後、書面にて回答するものとする。

## 1.9 支給品及び貸与品

### 1.9.1 支給品

なし

### 1.9.2 貸与品

- (1) Emag 形式及び Maxwell 形式のプラズマディスラプション時の電磁力解析用ファイル（基本モデル）に MFC 真空容器内の真空容器内機器の解析用モデルが組み込まれた解析モデル : 1 式
- (2) 3 種のディスラプションシナリオの入力データとそれに対応した計算バッチファイル（補足資料を含む）: 1 式
- (3) プラズマディスラプションシミュレーションコード(DINA)の計算結果 : 1 式  
(受注者と QST の協議の結果、必要と認められた場合。)

貸与及び返却は、以下のとおり行う。

貸与時期：受注者からの要求後速やかに。

ただし 1.9.2 項(3)については、受注者との協議を受けて修正したモデルを必要に応じて随時貸与する。（詳細は 2.1 項参照）

貸与方法：QST が管理するオンラインストレージサーバを用いる。

返却方法：契約終了までに貸与したデータを削除すること。

## 1.10 品質保証

本契約においては、全ての作業工程において ISO 9001 相当の品質管理を行うこととする。

## 1.11 適用法規

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法

### 1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別添 1『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』に示すとおりとする。

### 1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い

#### (1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては、別添 2「知的財産権特約条項」に示すとおりとする。

#### (2) 技術情報

(ア)受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

(イ)QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要がある場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

#### (3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

### 1.14 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出書類のうち印刷物については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものとする。

### 1.15 協議

(1) 受注者は、本業務を円滑に進めるため QST と適宜打合せを行い、作業を進めることとする。

(2) 本仕様に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

## 2. 技術仕様

受注者は、ITER でプラズマディスラプションが発生した際の電磁力解析を行い、MFC 真空容器内機器に誘起される誘導電流とローレンツ力を評価すること。受注者は 2.1 項から 2.3 項に示す仕様に従って本件を履行すること。

### 2.1 QST が貸与する解析モデルの確認

1.9.2 項(1)に示す ANSYS 社製の ANSYS Emag 及び Maxwell でプラズマディスラプション時の電磁力解析をするための基本モデルと MFC 真空容器内の真空容器内機器の解析用モデルが組み込まれた解析モデルを貸与する。受注者は、本モデルを用いて次項に実施する電磁力解析が適切に実施するために以下について確認すること。

- a. 電磁力解析を妨げる機器の干渉や機器間の不要なギャップがないか。
- b. 電磁力解析を妨げる機器の複雑な局面や微小構造はないか。
- c. 電磁力解析の実施に対して適切なサイズのメッシュ化が行えるか。

### 2.2 MFC 真空容器内機器の電磁力解析

(1) 受注者は、2.1 項で確認作業を行なった解析モデルに対して、QST が貸与する以下のプラズマディスラプションの入力データ (1.9.2 項(2)参照) を適用して電磁力解析を実施すること。なお、解析の際、受注者は QST が貸与する Emag または Maxwell のどちらを用いても良い。

プラズマディスラプションのシナリオ

- Vertical Displacement Event (VDE) Upward (VDE\_III\_UP\_36Lin)
- VDE Downward (VDE\_III\_DW\_36Lin)
- Major Disruption (MD) Upward (MD\_II\_UP\_16Exp)
- MD Downward (MD\_II\_DW\_16Exp)

(2) 2.2 項(1)の結果を確認し、MFC 真空容器内機器に励起されるローレンツ力とモーメントが物理的に矛盾のないことを確認し、それらの合計の時間発展を成分毎に分けて CSV ファイル (以下「ローレンツ力・モーメント出力ファイル」という。) に出力し提出すること。ただし、出力する座標点数は 1600 点とする (シナリオ毎にケーブルクランプ: 280 点、ケーブル 120 点とする)。結果を出力する座標系の定義は、契約後に QST が受注者に指示する。

### 2.3 作業報告書の内容

(1) 2.2 項(2)に示すローレンツ力・モーメント出力ファイルを ANSYS Maxwell で再現するために必要な入力ファイルを全て提出すること。

(2) 以下に示す内容を含む作業報告書を作成すること。

- a. 有限要素モデルを作成する際、どのような簡略化を行ったか、また、材料物性値やメッシュタイプをどのように設定したかを説明
- b. 有限要素モデルの節点数及び要素数
- c. 有限要素モデルの作成時、ANSYS が出力した警告の内容
- d. 有限要素モデルの外観図
- e. 有限要素モデルについて、そのメッシュの妥当性の根拠
- f. 使用したソフトウェアの正式名称、バージョン
- g. 貸与する電磁力解析用基本モデルにない、本作業で新たに設定した境界条件
- h. ローレンツ力及び総モーメントの時間進展のグラフ

- i. 最大のローレンツ力と最大の総モーメント及びそれらが得られた時刻の一覧
- j. 最大のローレンツ力と最大の総モーメントが得られた時刻におけるローレンツ力と渦電流の分布図
- k. ANSYS データベースの使用方法
- l. 選択した任意の座標点に対する 2.2 項(2)に記載の CSV ファイルの出力方法

以上

## 別紙 1 本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項

1 受注者は、契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、QST の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、QST の情報セキュリティ確保のために、QST が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(1) 受注者は、契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(2) 受注者は、契約に関して知り得た情報（QST に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(3) 受注者は、契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

(4) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。

(5) 受注者は、QST の承諾のない限り、契約に関して知り得た情報を QST 又は受注者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

(6) 受注者は、委任をし又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者の契約に関する行為について、QST に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(7) 受注者は、QST が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。

(8) 受注者は、QST の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が契約業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに QST に報告し、QST の指示に従うものとする。契約の終了後においても、同様とする。

なお、QST の入札に参加する場合、又は QST からの見積依頼を受ける場合にも、上記事項を遵守していただきます。

以上

## 別添 2 知的財産権特約条項

甲：QST

乙：受注者

(知的財産等の定義)

第一条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
  - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
  - 三 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
  - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
  - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
  - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 2 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産の帰属)

第 2 条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### （知的財産権の報告）

第 3 条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条第 1 項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）、実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）及び意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 5 条第 4 項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から 60 日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

#### （乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第 4 条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第 2 条から第 6 条まで及び第 12 条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により

通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。

- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

- 第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
  - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
  - 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
  - 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

- 第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

- 第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。
- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して

負担するものとする。

- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

- 2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

- 2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。
- 3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社が変わった場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。
- 3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規

定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

- 一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。
- 二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。
- 三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、第 2 条及び第 7 条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第 15 条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第 16 条 第 2 条及び第 7 条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上